

TMI Associates Newsletter

SUMMER 2010
Vol.4

TMI 総合法律事務所

CONTENTS

- P.1 平成22年グループ法人税制と組織再編
- P.3 買収防衛策を巡る動向について
- P.4 派遣法改正
- P.6 改正民事訴訟法

- P.8 TMI月例セミナー紹介
- P.8 書籍紹介
- P.8 編集部から

平成22年グループ法人税制と組織再編

— 弁護士 松本拓生

第1 はじめに

平成22年の税制改正により、完全支配関係にあるグループ企業を一体として課税するグループ法人税制が新たに導入されることとなった。具体的には、完全支配関係にあるグループ企業内での譲渡損益の繰延べ、適格事後設立の廃止、グループ企業間での寄附金の処理、資本関連取引の改正（現物分配制度の創設、受取配当益金不算入制度の改正、無対価組織再編の処理方法の明確化など）など、実務上非常に重要な制度が多く盛り込まれている。

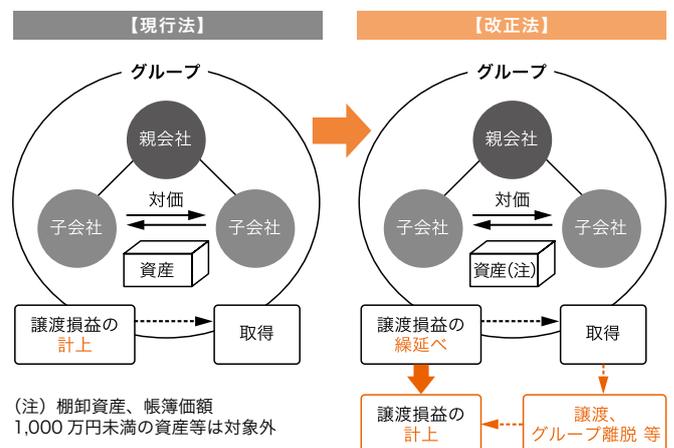
本稿では、これらのうち重要ないくつかの内容を概観し、それらが今後の組織再編にどのような影響を及ぼしうのかについて、検討を加えてみたい。

第2 グループ企業内での譲渡損益の繰延べ

グループ法人税制における「グループ(完全支配関係)」とは、内国又は外国法人を親会社としてこれと100パーセントの資本関係にある子会社等や、個人（親子や兄弟などの親族も含

む）がその100パーセントを保有する会社等をいう。

このグループ企業内においてなされる一定の資産の譲渡においては、当該資産がそのグループ外に移転するまでの間、その譲渡損益の認識が繰り延べられることになる（但し、譲渡損益の認識の繰延べが認められるのは内国法人間同士の取引に限られることには、注意が必要である）。その概要を纏めると、以下のとおりである（経済産業省HPを参考とした）。なお、この内容は、平成22年10月1日以降になされる譲渡に適用される。



この改正により、含み損のある不動産や有価証券をグルー

プ内で移転することにより損益を通算して節税を図ることができなくなる一方で、グループ内での資産移転や設備の統廃合を非課税で行うことにより、適切な資産配置によるリストラチャリングが可能となる。その一方で、当該グループ内において最初に資産を移転した法人は、資産がグループ外に移転する時点で損益が認識されることとなるため、グループ全体としての資産管理状況に関する情報の共有がこれまで以上に重要となってくるものと思われる。

また、いわゆる合併、株式交換、会社分割といった組織再編においても一定の資産の移転がなされるが、これらもグループ内でなされる限り、非課税となる。よって、現行の税制上いわゆる「非適格」として扱われる合併、株式交換、会社分割であっても、100パーセントグループ内で行われる限りにおいては、課税を繰り延べることが可能となる。但し、100パーセントグループ内の組織再編は適格組織再編となることが多いので、この点について従来からの大きな変化はないともいえる。

第3 グループ企業内での現物分配制度の創設

上記に加え、グループ企業内でのいわゆる現物分配（株式の配当を金銭以外の現物支給で行うこと）が組織再編税制の一つとして位置付けられることとなり、適格要件に該当する場合には、その譲渡損益の計上も繰り延べられることとなった。そして、この現物分配は株式で行うことも可能なので、いわゆる親会社・子会社・孫会社の関係を、親会社を支点とする子会社のみとの関係に非課税で移行することが可能となる。なお、この内容は、平成22年10月1日以降に行われる現物分配に対して適用される。

通常であれば、このようなグループ再編は株式交換や会社分割といった手法を用いる必要があるが、この方法であれば、税務上のみならず法律的にも手続が簡便である。



第4 グループ企業内での寄附金の取扱い

グループ企業内での寄附金について、かつては支出側では全額損金不算入、受領側では全額益金算入とされており、この結果、受領側で全額が受贈益として課税の対象とされていた。しかしながら、グループ企業内での寄附金の経済的な実

態はグループ内での資金移動であり、子会社等に対する投資的な意味合いも有する。よって、そのような経済活動を阻害しないために、受領側においても全額益金不算入とすることとし、グループ内での寄附金に対して課税しない方向となった。

但し、いわゆる子会社への支援損について定める法人税基本通達9-4-1及び9-4-2は、一定の要件を満たした子会社等への経済支援について寄附金に該当しないものとしているため、グループ企業内での寄附金と支援損の区別（寄附金に該当せず支援損に該当する場合には、支出側で全額損金算入、受領側で雑益として全額益金算入となる）が、従来以上に重要な意味を持つてくるものと思われる。

第5 まとめ

グループ法人税制においては、上記の他にも、適格事後設立の廃止、受取配当益金不算入制度における負債利子控除、適格合併等における欠損金の引継ぎ制限の見直しといった重要な内容が含まれている。ここでは詳しくは触れられなかったが、最後の論点との関係では、グループ内の完全子会社を解散する場合に、平成22年9月30日までに解散を行うのと、それ以降に行うのとで、子会社株式の消却損のメリットと子会社の未処理欠損金の引継ぎのメリットのどちらを受けることができるのかが異ってくるなどの問題もある。さらには、寄附金や現物分配の処理は、法人と個人の完全支配関係とでそれぞれその内容が異なっているなど、制度の詳細な内容は複雑多岐なものとなっている。

今回の税制の内容は、一部の大企業のみが関係するに過ぎないとの誤解も一部ではあるようだが、法は特に資本金の多寡で適用を区別しておらず、かつ上記で述べたとおり、親子や兄弟といった個人が別々に保有している会社にも一体として適用される可能性がある。解釈や運用の点でまだ不明確な部分も多いため、実際の処理に当たっては、まずは法人税法施行令など関係法令上の「完全支配関係」に該当するかどうかを丁寧に吟味するとともに、必要に応じて専門家の意見も参考にしながら、慎重に判断することが求められよう。

弁護士
松本 拓生
(1972年生)

Taku Matsumoto
直通 / 03-6438-5546
MAIL / tmatsumoto@tmi.gr.jp



【主な取扱分野】

M&A
ベンチャー関連
金融取引

コンプライアンス
組織再編税制
国際税務

【登録、所属】

第二東京弁護士会(1999)
ニューヨーク州(2006)
東京大学法科大学院客員教授(2010)

買収防衛策を巡る 動向について

—— 弁護士 高原達広

第1 継続の可否を判断する時期を迎えた買収防衛策

平成 22 年には多くの上場企業が過去に導入した買収防衛策（以下「防衛策」という。）の期限を迎え、防衛策の継続の可否を判断する時期を迎えた。平成 18 年 12 月の改正により整備された公開買付制度とその運用実務の定着、その後の市場環境の変化を踏まえ、防衛策を維持することの正当性をいかに株主に説明するか、仮にこのタイミングで防衛策を非継続とした場合に、将来、防衛策の再導入が可能か否か等、上場企業の経営陣が防衛策の処理を巡って頭を悩ますことも多かったようである。平成 22 年は、前年と比べても約 2 倍の企業が導入済みの防衛策の継続の可否を判断する時期を迎えたが、その対応には一定の方向性が見られるようである。平成 23 年も多くの上場企業が防衛策の期限を迎えることから、平成 22 年における動向を概観する（なお、ここでは上場企業の防衛策の大多数を占める、いわゆる「事前警告型」の防衛策を前提とする。）。

第2 非継続とした上場企業とその理由

非継続とした上場企業が増えているとの報道もあるが、実態として、多くの企業では防衛策を継続する方針が採られたようである。非継続とした上場企業は、その理由として、①平成 18 年 12 月の公開買付制度の改正により濫用的買収に対する一定の制度整備がなされたため、独自の防衛策を維持する必要性が薄れたことや、②経営環境、市場環境が変化した結果、防衛策を維持する必要性が薄れたこと等を挙げることが多い。

防衛策についての賛否両論が議論される中、経営陣を悩ませたのは、①非継続とした場合、将来の有事において、金融商品取引法の枠組みだけで十分な対応が可能か否か、②防衛策の非継続が、将来における新たな対応策の導入を阻害することにならないかという点の判断であった。確かに、法的には必ずしも「非継続」→「将来の対応策を金融商品取引法の枠組みのみに限定」→「将来における新たな対応策の導入は不可」ということにはならないと考えられる。しかし、資本市場の参加者（大規模買付行為を行う者や一般株主を含む。）に予測可能性を十分に確保させるために、防衛策の枠組みに関する詳細な開示が、市場でのルールとされてきたことを考えると、上場企業を取り巻く環境変化が著しい場合等を除き、一旦、非継続を決定して開示した企業には、将来において防衛策を再導入す

る際に、より説得力ある理由が求められることになるであろう。

第3 継続とした上場企業における防衛策の変更点

防衛策を継続とした上場企業においても、その内容を一部変更した企業が見られる。大別すると、①形式的・技術的な変更を施した企業と②実質的な変更を施した企業とがある。前者は証券取引法から金融商品取引法への法改正⁽²⁾がなされた点や、株券電子化⁽³⁾に伴い防衛策の発動までの枠組みが変更された点を踏まえて変更を施すものである。これらは法改正に伴う変更であるため、既に変更を済ませていた上場企業も多いが、防衛策の期限を迎えたこのタイミングで併せて対応した企業もあったようである。

後者は防衛策の内容面での一部変更を行ったものであるが、それらにおける主たる変更点は、概ね以下のとおりであった。

①	導入企業から、大規模買付者に提供を求める必要情報の内容の限定及び明確化
②	導入企業が、大規模買付者からの提案内容を評価する期間の短縮化・明確化
③	対抗措置の発動の可否の判断を、取締役会だけではなく、(独立委員会の諮問を受けて)株主総会の判断に委ねる場合もあることの明確化
④	対抗措置の発動時に、大規模買付者への金銭対価の交付は行わないことの明確化
⑤	対抗措置の発動要件の限定及び明確化(発動要件の一つとして広く利害関係人の利益を害する場合というものを含めているものについて、これを厳格化)
⑥	対抗措置の発動を発動要件への形式的な該当性だけでなく、大規模買付行為が導入企業の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう場合に限定することを明確化

これらの変更は、主に平成 20 年 6 月 30 日に企業価値研究会が公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」⁽⁴⁾(以下「平成 20 年 6 月企業価値研究会報告」という。)を踏まえてのものである。なお、④及び⑤に配慮した防衛策の設計は、平成 20 年 3 月 24 日に企業年金連合会が「企業買収防衛策に対する株主議決権行使基準」⁽⁵⁾を改定した際に既に対応済みの上場企業も多かったようである。また、③は、いわゆるブルドック・ソース事件⁽⁶⁾についての司法判断以降、対抗措置発動時に株主の意思確認を経る形の防衛策が増えたことを受けての変更のようである。

防衛策に関するプレスリリースの内容を金融商品取引所に事前確認する過程では、取引所の担当官からその内容について指導がなされることも多い。これまで多くの防衛策で、平成 17 年 5 月 27 日に企業価値研究会が公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」⁽⁷⁾の定める三原則（企業価値・株主の共同利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を充足することの明記が求められてきたが、近時は、平成 20 年 6 月企業価値研究会報告の内容の充足性に関する記述が求められてきている。したがって、平成 20 年 6 月企業価値研究会報告の内容にも十分に配慮する必要がある。

第4 今後

これまでも大規模買付行為が企図された事案において、防衛策が一定の役割を果たしてきたことは認識されている。しかし、導入企業からの情報提供要請と、大規模買付者からの提供情報の十分性の判断を巡るやりとりで過度の時間がかけられたために、防衛策が導入企業の企業価値向上及び株主共同の利益にどれほど貢献したのかについて疑問が呈された事例もないわけではない。確かに防衛策が経営陣の保身のために利用されるとすれば本末転倒であるが、上場企業が自らの事業の特性や自らを取り巻く市場環境の特殊性等を踏まえ、金融商品取引法の枠組みを超えた形で大規模買付者と交渉する手段・機会を確保するために防衛策を導入することには、依然として合理性があると考えられる。したがって、上場企業一般について防衛策導入の必要性が無くなったとまでは言いきれな

いであろう。今後も、防衛策は市場環境の変化を踏まえながら、徐々に進化していくと考えられるが、その際には、防衛策についての変更動向を踏まえた経営陣の判断が求められる。

- (1) 平成22年5月に入り非継続とプレスリリースした上場企業として、(株)もしもホットライン(平成22年5月13日付けプレスリリース)、佐田建設(株)、(株)SBR、(株)VSN、ナプテスコ(株)(いずれも平成22年5月14日付けプレスリリース)等があるが、これらはマジョリティーではなく、他の多くの企業が防衛策を継続するとの判断をしたようである。
- (2) 平成19年9月30日施行の「証券取引法等の一部を改正する法律」(平成18年法律第65号)。
- (3) 平成21年1月5日施行の「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)。
- (4) <http://www.meti.go.jp/report/downloadfiles/g80630a01j.pdf>を参照。
- (5) http://www.pfa.or.jp/jigyo/shisan/gava_giketsuken/files/gov_20080324-point.pdfを参照。
- (6) 最決平成19年8月7日民集第61巻5号2215頁を参照。
- (7) <http://www.meti.go.jp/press/20050527005/3-shishinn-honntai-set.pdf>を参照。

弁護士
高原 達広
(1970年生)

Tatsuhiko Takahara
直通 / 03-6438-5529
MAIL / ttakahara@tmi.gr.jp

【主な取扱分野】

一般企業法務
企業合併・買収(M&A)
ベンチャー関連

【登録、所属】

第二東京弁護士会(1996)
ニューヨーク州(1999)
中央大学法科大学院兼任講師(2010)

派遣法改正

— 弁護士 柏 健吾

第1 はじめに

労働者派遣法の改正案(以下「改正案」という)が、平成22年4月6日、国会に提出された。労働者派遣法は、その制定以来、数次の改正を経たが、その改正の内容は対象業務の拡大や派遣可能期間の延長等、一貫して規制緩和を内容とするものであった。ところが、改正案は、昨今のいわゆる「派遣切り」等の非正規労働者の雇用不安という社会問題を受けて、初めて規制を強化する内容となっている。主な改正内容は、以下の表のように、①事業規制を強化するもの、②派遣労働者の保護を内容とするもの及び③違法派遣を防止するためのものに大別することができる。

事業規制の強化

- ・登録型派遣の原則禁止
- ・製造業務派遣の原則禁止
- ・日雇派遣の原則禁止
- ・専ら派遣の規制強化(8割規制)

派遣労働者の保護

- ・情報公開(マージン率などの公開、派遣労働者への派遣料金の明示)
- ・同種の業務に従事する派遣先の労働者との均衡を考慮
- ・無期雇用への転換推進措置を努力義務化

違法派遣の防止

- ・違法派遣の場合の労働契約申込みなし制度

このように、改正案では、登録型派遣や製造業務派遣を原則として禁止するなど事業規制を強化することを主要内容と

しているが、一方で、今回の改正案には抜け穴もあると指摘されている。そこで、本稿では、改正案のうち重要な事項の概要を、抜け穴との指摘を踏まえつつ考察することとしたい。

第2 事業規制の強化

1 登録型派遣、製造業務派遣及び日雇派遣の禁止

改正案では、登録型派遣(仕事があるときだけ雇用契約を結ぶ形態の派遣)、製造業務派遣及び日雇派遣を禁止しているが、それぞれ以下のとおり例外を設けている。

種類	例外
登録型派遣	専門26業務派遣、代替要員派遣、60歳以上の派遣、紹介予定派遣
製造業務派遣	常時雇用派遣
日雇派遣	適正な雇用管理に支障を及ぼすおそれがない派遣

この中で、特に登録型派遣における専門26業務派遣と製造業務派遣における常時雇用派遣は抜け穴として利用される可能性を指摘されている。すなわち、専門26業務には、「事務用機器操作」や「ファイリング」という業務が含まれており、従前から派遣可能期間の制限を免れるために一般的な事務職までもこの「事務用機器操作」と「ファイリング」として派遣されていることが問題視されてきた。そのため、改正案が施行されたとしても、「事務用機器操作」と「ファイリング」が登録型派遣の抜け穴として利用されるのではないかと指摘されている。ただし、「事務用機器操作」と「ファイリング」に関しては昨今行政の指導が強化されており、それを受けて派遣元企

業も専門26業務から自由化業務に変更しているケースも多い。そのため、この点が抜け穴として利用されるか否かは、改正案施行後の制度運営（「事務用機器操作」と「ファイリング」の基準の明確化など）が重要になってくると思われる。

次に、製造業務派遣が例外として許容される「常時雇用」派遣については、その意義が改正案の条文上は明確ではないが、現在厚生労働省が公表している派遣労働者関係業務取扱要領のままであれば、「1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる者」も「常時雇用」に含まれることになる。そのため、1年以下（例えば、3か月間）の有期雇用契約を締結した上で、1年経過する前に雇用契約を終了させた場合であっても、1年を超える「見込み」があったと主張することでかかる規制を回避できる可能性もあり、この点が抜け穴となり得ると指摘されている。

② 専ら派遣の規制強化

改正案では、関係派遣先への派遣割合（労働時間をベースに算定）が8割以下となるようにしなければならないとされている。現行法においては、仮に特定の派遣先に対してのみ派遣を行っていたとしても、不特定多数の会社に対して労働者派遣の営業努力をしていれば問題ないと解釈されているが、改正案では、8割以下となることが義務付けられているため、これまでのように、「他社への営業もしている」という説明ではかかる規制を回避できなくなる。

第3 派遣労働者の保護

① 情報の開示

改正案では、派遣労働者が派遣元企業を選択する判断材料の一つとなるよう、派遣元企業がマージン率等を公開することや、派遣労働者に対して当該派遣労働者に係る派遣料金を明示することなどの情報開示を義務付けている。派遣元企業に係る情報公開については、厚生労働省も平成22年3月1日に「人材サービス総合サイト」を開設するなど力を入れているので、今後も強化されていくものと思われる。

② 均等待遇

改正案では、派遣元企業は、派遣労働者の従事する業務と同種の業務に従事する派遣先企業に雇用される労働者の賃金水準との均衡を考慮しつつ、派遣労働者の賃金を決定するように配慮することを求めている。ただし、この点は、配慮することだけが求められており、派遣労働者の保護としては不十分であると指摘する声もある。

③ 無期雇用への転換推進措置

改正案では、派遣元企業に対して、有期雇用派遣労働者を

無期雇用労働者とするような措置を講じることを求めているが（無期雇用での就業機会の確保や紹介予定派遣の対象とするなど）、いずれも努力義務に留まっているため、派遣労働者の雇用の安定に繋がるかは不透明である。

第4 違法派遣の防止

改正案では、無許可会社から派遣労働者を受け入れたときや偽装請負に該当したときは、派遣先企業が、当該派遣労働者に対して、当該派遣労働者と派遣元企業との間の労働条件と同一の労働条件を内容とする労働契約の申込みをしたものとみなすこととしている。この労働契約申込みみなし制度は、改正案のなかでもとりわけ影響の強い条項であると思われる。特に昨今社会問題化している偽装請負については、これまでは仮に偽装請負があったとしても行政処分に留まることがほとんどであり、裁判上において「偽装請負＝雇用契約の成立」と判断されるケースは非常に少なかった（近時出された最高裁判決でも雇用契約の成立は否定されている）。この労働契約申込みみなし制度が新設されることで、偽装請負の場合にこれまで私法上の救済を受けられなかった派遣労働者の保護が図られることになるが、一方で、派遣先企業からみれば、労働契約申込みみなし制度の創設により派遣労働者による訴訟提起が増加する可能性が懸念される。そもそも適法な請負か否かを明確に線引きすることは実務上非常に難しく、グレー部分が存在するケースが少なくない。そのため、かかるグレー部分の存在を奇貨として当初より金銭的な解決を意図して訴訟提起するケースが少なからず発生することが危惧される。厚生労働省は派遣と請負の判断基準を公表してはいるものの、一義的に判断できない部分も多く、また、労働局によってその解釈が異なることが少なくない。そのため、労働契約申込みみなし制度の創設により派遣先企業が過度の負担を受けないよう、派遣と請負の区分についてはより明確な基準を創設されることが期待される。なお、この労働契約申込みみなし制度においては、派遣先企業が違法派遣であることを「知らず、かつ、知らなかったことにつき過失がなかったとき」は適用されないとされているため、この点について、派遣先企業による言い逃れの可能性があるとして指摘する声もある。

弁護士
柏 健吾
(1977年生)

Kengo Kashiwa
直通 / 03-6438-5647
MAIL / kashiwa@tmi.gr.jp

【主な取扱分野】

一般企業法務
紛争解決
企業合併 / 買収(M&A)
労働関係
メディア / エンタテインメント / スポーツ

【登録、所属】

第二東京弁護士会(2003)

改正民事訴訟法

— 弁護士 原 雅 宣 —

第 1 国際裁判管轄の規定の創設

平成 22 年 3 月 2 日、通常国会に、民事訴訟法及び民事保全法の一部を改正する法律案（以下「改正民訴法」という。）が提出され、同年 6 月 1 日に可決された。改正民訴法においては「国際的な経済活動に伴う民事紛争の適正かつ迅速な解決を図るため、国際的な要素を有する財産権上の訴え及び保全命令事件に関して日本の裁判所が管轄権を有する場合等について定める必要がある」として、国際裁判管轄に関する規定を新設している。

第 2 国際裁判管轄の問題とは？

日本の裁判所における国際裁判管轄の問題は、平たく言えば、外国に関連のある事件について、事件の当事者及び訴訟物から、日本の裁判所が裁判権を行使しうる範囲を画する問題である。通常、日本企業又は日本人が、外国に関連のある事件について、日本の裁判所に救済を求めることのできる範囲、逆に言えば、外国企業又は外国人が、日本で裁判に服する範囲として問題となることが多い。

第 3 国際裁判管轄の有無の判断

国際裁判管轄について直接定める条約がある事項については、条約によって決定される（例、国際航空運送についての条約の統一に関する条約、油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約⁽¹⁾⁽²⁾）。また、有効な国際裁判管轄の合意があれば、これによる（なお、合意管轄について、改正民訴法は規定を創設し、その要件を定めているので、留意が必要である。）。これら以外の場合、改正民訴法は、国際裁判管轄について明文を新設しているため、改正民訴法の施行後は、これによって国際裁判管轄の有無を判断することになる。

第 4 改正民訴法の概要

改正民訴法の国際裁判管轄に関する個別規定の概要は、凡そ以下の表のとおりである。但し、以下の表のほかにも、合意管轄の合意の方式等についての所要の規定を整備し、更に、応訴管轄の規定や、専属管轄の場合の例外規定がある点、留意されたい。

訴えの類型	国際裁判管轄が認められる場合
1. 被告の住所等による管轄権	
①人に対する訴え	・その住所が日本国内にあるとき、住所がない場合又は住所が知れない場合にはその居所が日本国内にあるとき、居所がない場合又は居所が知れない場合には訴えの提起前に日本国内に住所を有していたとき（日本国内に最後に住所を有していた後に外国に住所を有していたときを除く。）。 ・大使、公使その他外国に在ってその国の裁判権からの免除を享有する日本人に対する訴え。
②法人その他の社団又は財団に対する訴え	その主たる事務所又は営業所が日本国内にあるとき、事務所若しくは営業所がない場合又はその所在地が知れない場合には代表者その他の主たる業務担当者の住所が日本国内にあるとき。
2. 契約上の債務に関する訴え等	
①契約上の債務の履行の請求を目的とする訴え又は契約上の債務に関して行われた事務管理若しくは生じた不当利得に係る請求、契約上の債務の不履行による損害賠償の請求その他契約上の債務に関する請求を目的とする訴え	契約において定められた当該債務の履行地が日本国内にあるとき、又は契約において選択された地の法によれば当該債務の履行地が日本国内にあるとき。
②手形又は小切手による金銭の支払の請求を目的とする訴え	手形又は小切手の支払地が日本国内にあるとき。
③財産権上の訴え	請求の目的が日本国内にあるとき、又は当該訴えが金銭の支払を請求するものである場合には差し押さえることができる被告の財産が日本国内にあるとき（その財産の価額が著しく低いときを除く。）。
④事務所又は営業所を有する者に対する訴えでその事務所又は営業所における業務に関するもの	当該事務所又は営業所が日本国内にあるとき。
⑤日本において事業を行う者（日本において取引を継続してする外国会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第二号に規定する外国会社をいう。）を含む。）に対する訴え	当該訴えがその者の日本における業務に関するものであるとき。
⑥船舶債権その他船舶を担保とする債権に基づく訴え	船舶が日本国内にあるとき。
⑦会社その他の社団又は財団に関する訴えで次に掲げるもの イ) 会社その他の社団からの社員若しくは社員であった者に対する訴え、社員からの社員若しくは社員であった者に対する訴え又は社員であった者からの社員に対する訴えで、社員としての資格に基づくもの ロ) 社団又は財団からの役員又は役員であった者に対する訴えで役員としての資格に基づくもの ハ) 会社からの発起人若しくは発起人であった者又は検査役若しくは検査役であった者に対する訴えで発起人又は検査役としての資格に基づくもの ニ) 会社その他の社団の債権者からの社員又は社員であった者に対する訴えで社員としての資格に基づくもの	社団又は財団が法人である場合にはそれが日本の法令により設立されたものであるとき、法人でない場合にはその主たる事務所又は営業所が日本国内にあるとき。
⑧不法行為に関する訴え	不法行為があった地が日本国内にあるとき（外国で行われた加害行為の結果が日本国内で発生した場合において、日本国内におけるその結果の発生が通常予見することのできないものであったときを除く。）。

訴えの類型	国際裁判管轄が認められる場合
⑨船舶の衝突その他海上の事故に基づく損害賠償の訴え	損害を受けた船舶が最初に到達した地が日本国内にあるとき。
⑩海難救助に関する訴え	海難救助があった地又は救助された船舶が最初に到達した地が日本国内にあるとき。
⑪不動産に関する訴え	不動産が日本国内にあるとき。
⑫相続権若しくは遺留分に関する訴え又は遺贈その他死亡によって効力を生ずべき行為に関する訴え	相続開始の時に被相続人の住所が日本国内にあるとき。 住所がない場合又は住所が知れない場合には相続開始の時に被相続人の居所が日本国内にあるとき。 居所がない場合又は居所が知れない場合には被相続人が相続開始の前に日本国内に住所を有していたとき(日本国内に最後に住所を有していた後に外国に住所を有していたときを除く。)
⑬相続債権その他相続財産の負担に関する訴えで前号に掲げる訴えに該当しないもの	同号に定めるとき。

3. 消費者契約及び労働関係に関する訴え

①消費者(個人(事業として又は事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除く。)をいう。以下同じ。)と事業者(法人その他の社団又は財団及び事業として又は事業のために契約の当事者となる場合における個人をいう。以下同じ。)との間で締結される契約(労働契約を除く。以下「消費者契約」という。)に関する消費者からの事業者に対する訴え	訴えの提起の時又は消費者契約の締結の時に消費者の住所が日本国内にあるとき。
②労働契約の存否その他の労働関係に関する事項について個々の労働者と事業主との間に生じた民事に関する紛争(以下「個別労働関係民事紛争」という。)に関する労働者からの事業主に対する訴え	個別労働関係民事紛争に係る労働契約における労務の提供の地(その地が定まっていない場合にあっては、労働者を雇い入れた事業所の所在地)が日本国内にあるとき。

※消費者契約に関する事業者からの消費者に対する訴え及び個別労働関係民事紛争に関する事業主からの労働者に対する訴えについては、②の規定は、適用しない

4. 管轄権の専属

①会社法第七編第二章に規定する訴え(同章第四節及び第六節に規定するものを除く。) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第六章第二節に規定する訴え その他これらの法令以外の日本の法令により設立された社団又は財団に関する訴えでこれらに準ずるもの	日本の裁判所に専属
②登記又は登録に関する訴え(登記又は登録をすべき地が日本国内にあるとき)	同上
③知的財産権(知的財産基本法(平成十四年法律第二百二十二号)第二条第二項に規定する知的財産権をいう。)のうち設定の登録により発生するものの存否又は効力に関する訴え(その登録が日本においてされたものであるとき)	同上

5. 併合請求に関する管轄権

①一の訴えで数個の請求をする場合において、日本の裁判所が一の請求について管轄権を有し、他の請求について管轄権を有しないとき	当該一の請求と他の請求との間に密接な関連があるときに限り国際裁判管轄がある。ただし、数人からの又は数人に対する訴えについては、第三十八条前段に定める場合に限る。
---	--

第5 実務への影響

なお、改正民訴法においても、「事案の性質、応訴による被告の負担の程度、証拠の所在地その他の事情を考慮して、日本の裁判所が審理及び裁判をすることが当事者間の衡平を害し、又は適正かつ迅速な審理の実現を妨げることとなる特別の事情があると認めるとき」(第3条の9)は、訴えの全部又は一部を却下できる旨規定している。

したがって、民訴法の規定に拠りつつも、個別の事情を考慮して「特段の事情」により国際裁判管轄の有無の調整をするという従来の判例の基本的な判断の枠組みには大きな変更はないものと予想される。但し、個別の規定を見ると、従来の判例とは異なる帰結を導くのではないかとの疑義を生じさせる文言もあり、個別の案件を検討する際には、法制審議会の資料等も参照しつつ、慎重に検討する必要がある。

(1) 第1回国際裁判管轄法制部会資料5。

<http://www.moj.go.jp/SHINGI/081017-1-7.pdf>

(2) なお、いかなる場合に自国の裁判権を行使するかについては、国によって考え方が大きく異なることもあって、日本も含めた国際裁判管轄一般についての条約の制定はされていない。ハーグ国際私法会議において、民商事事件についての様々な管轄原因と外国判決の承認執行について条約を作成する企図があったが、管轄合意に特化した条約の採択に至った。

弁護士
原 雅宣
(1981年生)

Masanobu Hara
直通 / 03-6438-5478
MAIL / mahara@tmi.gr.jp



【主な取扱分野】

一般企業法務
紛争解決
企業合併・買収(M&A)
労働関係
個人に対する法的サービス

【登録、所属】

東京弁護士会(2005)
東京弁護士会民事訴訟問題等特別委員会(2007)
日本民事訴訟法学会(2010)

TMI月例セミナー紹介

TMIでは、皆様への情報提供の場として、毎月無料でセミナーを開催しております。本年4月から6月までに開催しましたセミナーの概要は以下のとおりです。今後のセミナーのご案内につきましては、セミナー開催日の1ヶ月前を目処にTMIのHPの「Topics」 (<http://www.tmi.gr.jp/information/topic/>) に掲載いたしますので、こちらをご参照いただき奮ってご参加いただければ幸いです。

過去に開催されたセミナーについてご興味のある方は、広報担当・蜂谷までお問い合わせ下さい。
【電話】(03)6438-5511(代表) 【email】monthlyseminar@tmi.gr.jp

1 第22回セミナー(平成22年4月9日及び23日)

テーマ：「平成22年定時株主総会に向けた対応」

講師：弁護士 荻野敦史

本年3月31日に公布・施行された改正内閣府令に基づく議決権行使結果の公表が株主総会の運営に与える影響や、有価証券報告書における役員報酬、株式保有状況の開示等新たに導入された制度を中心に、今年の株主総会に関するトピックについて解説しました。

2 第23回セミナー(平成22年5月14日)

テーマ：「中国における商標権問題と最近の動向」

講師：外国法事務弁護士 何連明、弁理士 林美和

本セミナーでは、生産拠点として、また、巨大な消費市場として益々の注目が予想される中国における商標権問題を取り上げました。中国商標法の概要から、権利取得方法、更には商標を巡るトラブルへの対応を、最新ニュースを踏まえてご紹介しました。

3 第24回セミナー(平成22年6月4日及び18日)

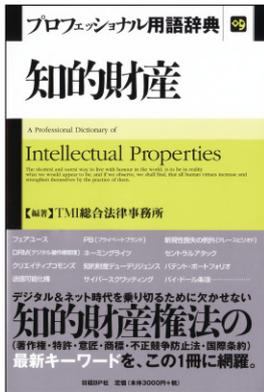
テーマ：「M&Aにおける人事労務問題・企業年金問題」

講師：弁護士 人見高德

本セミナーでは、企業買収・企業再編に際して、デューデリジェンス、契約交渉、実行後の統合の各段階における人事労務リスクの把握とその対処について解説するとともに、近年問題となっている企業年金の統合・移行や廃止・変更の実務上の留意点についてご紹介しました。

書籍紹介

『知的財産 プロフェッショナル用語辞典』



【編著者】TMI総合法律事務所
(潮邊善彦、石田昌彦、
内藤和彦、岡田 誠)

【発行月】2010年5月
【出版社】日経BP社
【価格】3,150円
【頁】480頁

知的財産に関する最新キーワードを実務的な観点から解説した用語辞典。図表や技術的な説明も加えたわかりやすい記述になっており、ビジネスの現場で知的財産を扱う方が座右に置いて活用するのに最適です。好評既刊の『ビジネス法務プロフェッショナル用語辞典』の姉妹書。

『最新判例からみる民事訴訟の実務』



【編著者】東京弁護士会民事訴訟
問題等特別委員会

【発行月】2010年5月
【出版社】青林書院
【価格】5,670円
【判/頁】A5版/608頁

東京弁護士会民事訴訟問題等特別委員会編『最新判例からみる民事訴訟の実務』が平成22年5月青林書院より刊行されました。平成以降の最新判例をとおして民事訴訟の実務上の問題点を検証する実務家、法務担当者必携の一冊であり、訴訟実務を基礎から平易に解説しております。当事務所の弁護士原雅宣、同小坂進記が執筆に関与しております。

～編集部から～

Managing Intellectual Property誌が行った「World IP Survey 2010」において、弊事務所は、商標紛争部門でTier 1、商標出願部門と特許紛争部門でそれぞれTier 2、特許出願部門でTier 3の法律事務所としてランクされました。同ランキングは、Managing Intellectual Property誌が行った詳細なヒアリング・調査に基づくものであり、かかるランキングにおいて弊事務所が上位にランクされたことは大変光栄です。

中国経済の台頭、インドや韓国企業の積極的な世界進出など、アジア発のグローバル化が進む中、国内外の企業にとって世界的な知財戦略を有することの重要性は今後増していくことが予想されます。弊事務所としても、設立来の強みの一つである知的財産業務を一層強化し、クライアントの皆様に対するIP分野におけるサポートをより充実させていければと思います。

間もなく第22回参議院議員選挙が行われます。発足後一年と経たないうちに普天間移設問題、政治とカネ問題に揺られてきた民主党政権に対してどのような国民の審判が下るのか、乱立した新党がどの程度得票するのか、自民党の復活はなるのかなど、何かと注目度の高い選挙ですが、景気回復、財政再建、年金問題等、喫緊の課題が無数にある中、枠組みはいかにせよ、早急に安定した政権運営がなされる環境が整うことを期待したいところです。

本ニュースレターで採り上げて欲しいテーマなど、是非、皆様の忌憚ないご意見・ご要望を下記までお寄せください。また、今後Eメールでの配信をご希望の方や送付先が変更となる方も、下記までご連絡ください。

編集部：TMI-newsletter@tmi.gr.jp

編集長：ktakahashi@tmi.gr.jp

03-6438-5533 (直通)

TMIニュースレター編集部 編集長

弁護士 高橋 聖

お詫びと訂正

本号6頁において、改正民訴法が「6月1日に可決された」という記載がございますが、同法案は、6月1日に参議院法務委員会で可決されたものの、その後本会議で審議されないまま通常国会の会期が終了したため、成立せず廃案となりました。お詫びして訂正させていただきます。

なお、改正民訴法につきましては、今後臨時国会等で再度審議される可能性が高いと思われますので、引き続きフォローさせていただきます。